

## 美里町新中学校整備等事業（仮称） 個別対話実施要項

### 1 目的

本個別対話は、美里町（以下、「町」という。）と本事業への参画を検討している民間事業者との間で、「美里町新中学校整備等事業（仮称） 実施方針」（以下、「実施方針」という。）及び「美里町新中学校整備等事業（仮称） 要求水準書（案）」（以下、「要求水準書（案）」という。）の内容に関する意見交換を行い、今後町が公表する資料へ反映させることを目的として実施します。

### 2 実施期間

令和3年1月18日（月）～1月20日（水）（※予備日 1月21日（木））

### 3 参加者

- (1) 参加対象者は、実施方針で示した定義にもとづく「構成企業」（SPCに出資をする企業、代表企業を含む。）として参加することを検討しており、対話を希望する民間事業者又は民間事業者のグループとします。可能な限りグループでご参加ください。
- (2) 町からは、町職員が出席します。また、本事業のアドバイザー業務を委託している株式会社日本経済研究所及び、七十七リサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社サトウファシリティーズコンサルタントが同席する場合があります。

### 4 実施概要 ※詳細は参加者に別途連絡します。

#### (1) 対話方法

オンライン形式

#### (2) 対話時間

一参加者あたり 45 分程度

#### (3) 対話の進め方

- ・議題は、実施方針及び要求水準書（案）の内容に関するものとします。
- ・対話は、参加者毎に個別に実施します。
- ・対話においては、別紙2「個別対話確認事項」の項目ごとに、町と意見交換を行います。ただし、別紙2「個別対話確認事項」に含まれていない内容について、質問させていただく場合がございます。
- ・自己紹介は不要とします。

#### (4) 留意点

- ・対話における発言内容は、今後の事業実施にあたり、町及び参加事業者を拘束しません。
- ・対話への参加の有無は、事業者選定の評価には影響しません。

- ・対話の中で、公平性の観点からすべての民間事業者に知らせるべきであると、町において判断した事項については、対話した事業者の確認の上、その内容をホームページ等で明らかにする場合があります。
- ・オンライン形式での開催にあたり、Zoom の使用を予定しています。オンライン形式での参加や、Zoom を使用した対話が困難な場合については、別紙 1「参加申込書」にその旨をご記載下さい。対話方法について、別途調整させていただきます。
- ・参加者を把握する観点から、参加者は 5 名を目安としてください。
- ・対話の録音・録画等は禁止します。

## 5 申込方法

申込期日	令和 3 年 1 月 8 日（金）必着
提出方法	別紙 1「個別対話参加申込書」及び別紙 2「個別対話確認事項」を期日までに、下記提出先へメールで提出してください。
提出先	美里町教育委員会 教育総務課 学校教育環境整備室 〒989-4205 宮城県遠田郡美里町木間塚字中央 1 番地 TEL : 0229-58-0500 FAX : 0229-58-2376 E-mail : kyoiku@town.misato.miyagi.jp